# 冤罪の発生原因は何か

5年 ●●

担当教員 ●●

## 【研究内容】

日本の冤罪事件を調査し、その発生原因についてまとめ、日本の司法制度の改善すべき点を見つける。

## 【研究に取り組んだ動機】

日本の司法制度には、海外と比べてまだ足りない部分があると考えた。(長期勾留が許されている、等) 具体的に何が足りないのか考えるうえで、冤罪事件という一つの枠組みに絞って調査すれば改善すべき点が現れやすいのではないかと 思い、研究した。

今回調査したのは、平成以降に発生した「虚偽自白が存在した冤罪事件」である。 Wikipediaで概要を調べた後、朝日新聞で詳細を調査した。特徴を次の表にまとめた。

	発生時期	容疑	無罪確定理由	無罪確定 時期	検事側の 科学的証拠		刑事等 の処分	取り調べ 中の暴力	家族絡みの 虚偽自白	控訴 棄却	上告 棄却	再逮捕	追起訴	捜査の 違法性	勾留日数
足利事件	1990年	誘拐及び 殺人	当時のDNA鑑 定の誤り	2010年	0	×	×	×	×	0	0	0	×	×	1300
東住吉事件	1995年	放火殺人	出火原因が車 の発火事故	2016年	×	×	×	×	Δ	0	0	0	0	×	7352
宇和島事件	1999年	窃盗及び 詐欺	真犯人の自白	2000年	×	0	×	×	0	控訴 せず	上告 せず	×	0	×	386
氷見事件	2002年	強姦及び 強姦未遂	真犯人の自白	2007年	×	0	×	×	0	控訴 せず	上告 せず	0	×	0	813 (仮出所)
志布志事件	2003年	公職選挙 法違反	起訴事実が存在しなかった	2007年	×	×	0	0	0	控訴 せず	上告 せず	0	0	0	395~87
金沢窃盗映 像誤認事件	2009年	窃盗	防犯カメラの 映像が別人	2010年	×	×	×	×	×	控訴 せず	上告 せず	×	×	×	336



足利事件 無罪確定の様子



東住吉事件 無罪判決後の記事

# 【表から分かること】

- ·検事側の科学的証拠がほとんど無い、アリバイがある事例有り → 予め決められた「犯罪のストーリー」がある
- ·刑事の処分がほとんどされていない → 刑事のリスクが少なく、自白強要が行われやすい
- ·取り調べ中の暴力がほとんどされていない、家族絡みの虚偽自白をした事例多数 → 精神的に追い込んでいる
- ·控訴棄却、上告棄却が必ずされる → 控訴、上告の時点で裁判所が取り調べの違法性に気づくシステムが必要
- ·再逮捕、追起訴が半分以上の事例で行われた → 勾留日数を伸ばす手法
- ·捜査の違法性が認められていない事例が多い → 取り調べの可視化によって、違法か否かを確かめる必要がある

これらのことから、検察、警察による「自白を引き出すシステム」が完成されていることがわかる

→つまり、取り調べの可視化や、見守る人が必要

# 服役2年 男性 黒磐が誤認逮捕 「複合不十分と謝罪

氷見事件 無罪判決後の記事



志布志事件 国家賠償請求 勝訴の様子

### ★取り調べの可視化とは?

取り調べの様子を録音、録画すること。2019年6月1日より「改正刑事訴訟法」が施行された。

この法では、裁判員裁判の対象事件及び検察の独自捜査事件について、

逮捕・勾留下の被疑者の取り調べの開始から終了までの全過程を録音・録画することが義務付けられている。

しかし、この法の対象事件は全事件の3%に過ぎない。(日本弁護士連合会ホームページより)

## ★取り調べの弁護士の立ち会いについて

ここで、海外では取り入れられている「取り調べの弁護士の立ち会い」について紹介する。

弁護人を取調べに立ち会わせる権利は明定されておらず、取調べを受ける前に弁護士の助言を受ける機会を保障されていない。

取調室に弁護人が存在することは、捜査機関の違法・不当な取調べを抑止し、虚偽自白のリスクを低減させることができる。

黙秘権の行使は容易になり、被疑者の供述の自由は真の意味で保障される。

不必要な供述録取書が作成されることはなくなり、取調官の作文である捜査段階の供述録取書が公判で利用されることが抑制される。

(日本弁護士連合会ホームページより)

今、弁護士の立ち会いを禁止する法律は存在しないが、これが認められた事例は無い。 海外では、アメリカ・韓国・台湾・イギリス・EU加盟国がこの権利を認めている。

(立川フォートレス法律事務所 船戸暖によるコラムより)

→全事件での取り調べの可視化、取り調べでの弁護士の立ち会いを認めることで、冤罪事件は減少するのではないだろうか。

## 【まとめ】

日本の検察や警察の取り調べ方法に問題があることで、冤罪事件は生まれてしまう。

私たちは犯人を糾弾し、重刑を求めがちだが、そこに冤罪の可能性が存在することを決して忘れてはならない。

日本の司法制度の問題点は、警察や検察という組織内で捜査が完結してしまう点であり、そこに弁護士等を含めることで、冤罪事件の発生は抑えられるのではないだろうか。